

**不法投棄は重大な犯罪です**  
**11月は不法投棄防止強化月間**  
**不法投棄しない**  
**させない**  
**見つけたらすぐ通報**

不法投棄防止強化月間  
 西郷さんマーク

**STOP!**

不法投棄とは、廃棄物(家庭ごみ、家電製品、家具、解体廃材、たばこの吸い殻、空き缶、ペットボトルなど)を決められたルールに従って適正に処理せず、処分場以外の山林、原野、空き地などに捨てたり埋めたりする行為です。不法投棄は、周囲の景観を損なうだけでなく、重金属などの有害物質による土壌や地下水の汚染の原因にもなるため環境衛生にも悪影響を及ぼします。



**①不法投棄をしない**

不法投棄は法律で禁止されており、決して許されない行為です。違反した者は、5年以下の懲役もしくは1000万円(法人の場合は3億円)以下の罰金またはその両方が科せられます。

**②不法投棄をさせない**

不法投棄者が分からない場合、基本的にその土地の管理者(土地所有者や使用者)がごみを撤去しなければなりません。草木が生い茂ったり管理が不十分な場所も多く発生していますので、草刈りなど土地の適切な管理を行い、不法投棄をさせない環境をつくりましょう。もし、ごみが投棄されたままの状態が続くと、その後も不法投棄が繰り返され、あつという間にごみの山になることもあります。そのようなことにならないように次の補助金もありますので、ご活用ください。

**民有地不法投棄復旧・防止補助**

土地の管理者が、不法投棄現場のごみ撤去・復旧、不法投棄防止対策を実施する場合の対象経費の80%を補助します。(一カ所につき上限5万円)

**民有地不法投棄家電製品処理活動補助**

家電リサイクルの4品目(①エアコン、②テレビ、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機)を撤去してリサイクルを依頼する経費を補助します。(危険防止などのため撤去する必要が認められるもののみ)

問合せ先/市衛生自治団体連合会事務局(本庁環境課内)  
 ☎(29)5551

**③不法投棄を見つけたらすぐ通報**

不法投棄を見つけたら環境課または薩摩川内警察署へご連絡ください。発見日時、場所、投棄物の内容などを確認いたしますので、ご協力ください。



▲環境美化推進員による巡視活動

◀不法投棄警告看板



市では不法投棄未然防止のため、環境美化推進員による巡視活動、警告看板の設置などを行っています。重要なのは一人一人がマナーを守ることです。不法投棄をしない、させないことを心掛けて、私たちの大切な地域環境を守りましょう。

問合せ先/本庁環境課廃棄物対策グループ(内線2732・2733)

**暮らしを支える 税**

11月11日(月)から17日(日)までは、「税を考える週間」です。

税金には、国税・県税・市税があり、多くの公共サービスを支えています。今回は、その重要な財源となっている市税について紹介します。

**市民税**

市民税は、前年中(1月1日～12月31日)に一定の所得のあった個人に対して、原則1月1日の住所地で県民税と合わせて課税されます。そのため、年の途中で退職された場合でも、退職時までの所得に対し、翌年度に課税される場合があります。

市では提出された申告書や給与支払報告書などにより、市民税や国民健康保険(以下「国保」)税を計算します。

**固定資産税**

固定資産税は、毎年1月1日現在で所有している土地、家屋および償却資産に課税されます。

ただし、土地、家屋および償却資産それぞれの課税標準額の合計が、次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地 30万円



家屋 20万円  
 償却資産 150万円

**●各種届出のお願い**

次のような場合は、必ず届け出または申告をしてください。

- ①家屋の全部または一部を取り壊したとき(家屋取り壊し届出書)
- ②未登記家屋の所有者を変更したとき(未登記家屋所有者変更届出書)
- ③土地の利用状況を変更したとき
- ④所有者が死亡したとき(相続人代表者届出書)
- ⑤共有代表者を変更するとき(共有代表者変更申告書)
- ⑥納税管理人を変更するとき(納税管理人申告書・承認申請書)

**●償却資産申告のお知らせ**

事業を営まれている個人または法人は、毎年1月1日現在において保有する償却資産(遊休・未稼働を含む)を1月31日までに申告するよう義務付けられています。

**軽自動車税**

軽自動車税は、毎年4月1日現在の原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・小型二輪に課税されます。

**●早めの名義変更・廃車の手続きを**

軽自動車などを他人に譲ったり、使用しなくなったり、買い替えをした場合は、手続きが必要です。手続きをしないまましていると、毎年課税されますので、ご注意ください。

**●廃車などの手続き先**

▼125cc以下の原動機付自転車および小型特殊自動車⇒本庁税務課、各支所  
 ▼軽自動車⇒県軽自動車協会  
 ☎099(261)4011

▼125ccを超える二輪車⇒鹿児島運輸支局  
 ☎050(5540)2089

**国保税**

国保税は、世帯主に対して課税されます。世帯主が社会保険などの加入者であっても世帯内に国保加入者がいる場合は、世帯主に対し課税されます。(税額は加入者7人で計算)

就職・退職や転入・転出などで国保への加入や脱退の必要が生じた場合は、14日以内に本庁市民課または各支所へ届け出てください。届け出が遅れると、まとめて納めることになりまので、注意してください。

**使用済核燃料税**

発電用原子炉の設置者に対して課される税で、防災対策など広く市民のために使われています。

**大切な納税**

皆さんが納められた税金は、健康で安全な暮らしができるよう、道路・下水道・公園の整備、教育や福祉の充実、消防対策などの重要な財源となっています。貴重な税金を有効に活用するために、納期限内の納税にご協力をお願いいたします。

\*市民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税・国保税は、コンビニでも納付できます。

\*口座振替は、金融機関で受け付けています。手続きの際は、納付書・預金通帳・通帳の届け出印を金融機関の窓口にお持ちください。

**問合せ先**

- ▼市民税・国保税⇒本庁税務課市民税グループ(内線2231・2233)
- ▼固定資産税⇒本庁税務課土地グループ(内線2241・2243)
- ▼家屋グループ(内線2251・2253)
- ▼軽自動車税⇒本庁税務課税制グループ(内線2221・2222)
- ▼税の収納関係⇒本庁収納課(内線2421・2451)
- ▼甌島支所管内における税⇒各支所